

東国出土の多文字墨書土器の機能について  
-加藤友康氏の批判に応える-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学古代学研究所 公開日: 2024-05-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高島,英之 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/0002000510">http://hdl.handle.net/10291/0002000510</a>

# 東国出土の多文字墨書土器の機能について

—加藤友康氏の批判に応える—

高島 英之

## はじめに

近年の諸研究によって、集落遺跡出土の文字資料、とりわけ墨書・刻書土器については、村落の内部における祭祀・儀礼等の行為に伴って使用されたものであることが明らかになってきている（高島 2016）。土器に墨書する行為とは、すなわち日常什器とは異なる非日常の標識を施すことであり、祭祀に用いる土器を日常什器と区別し、疫神・祟り神・悪霊・鬼等を含んだ意味における神・仏に属する器であることを明記したものと言うことになる。以下、小稿では墨書土器が供献される対象として神・仏と表現した場合は、この概念による。

古代の下総国印旛郡を中心に相馬郡・埴生郡・香取郡及び上総国武射郡にかけての地域を中心に多文字の墨書土器が相次いで発見され、それらの墨書土器が、祭祀行為の中で使用されたことを端的に示す資料として注目されていることはよく知られている（天野 2007、栗田 2009、高島 2009）。最近では、そのような「召代・形（方）代を奉る」というような意味の文言が記された墨書土器は、宮城県・福島県・静岡県などからも出土し、広がりを見せるようになってきており、類例も増加してきている。ただ、そうは言うものの、現段階においても、千葉県の印旛周辺地域からの出土が圧倒的に多いことには変わりない。またこれらの資料の中には、人名のみにとどまらず地名や、さらには人面が描かれているものもある。

祭祀の場で、供献する器物に国郡郷戸主姓名等を記入された理由については、これらの墨書土器とほぼ同時代に成立した『日本霊異記』巻中第 25 話「閻羅王の使いの鬼の、召さるる人の饗を受けて、恩を報いし縁」という説話にみえるように、祭祀の対象となる「神仏」に対して、祭祀の実行者がどこの誰であるのかを明示しなければ、確実に利益を得ることが出来ないという発想があったからであるとする平川南氏の所説に従いたい<sup>(1)</sup>（平川 1991b）。

このような村落祭祀の実体を直接物語るような多文字の墨書・刻書土器は、全国の集落遺跡出土の墨書・刻書土器全体の中では、まだ少数であり、また出土地も、現段階においては、古代の下総国印旛郡から埴生郡・香取郡および上総国武射郡にかけての地域一帯にかなりの数の資料が集中しており、一見すると極めて特殊な事例であるかに見受けられる。しかしながら、これら多文字墨書土器が出土した遺跡から共伴して出土した墨書・刻書土器の圧倒的多数は 1 文字のみが記されたごく一般的に見られるタイプの墨書・刻書土器である。それら 1 文字のみ記された墨書・刻書土器も、多文字墨書土器と同様の目的・用途で使用されたと見てよいだろう。すなわちこうした多文字の墨書土器は、1 文字ないし 2 文字の墨書・刻書土器の用途・機能をも敷衍して解明できるような貴重な資料と位置づけることが出来る（高島 2009）。

ここでは、これら千葉県印旛周辺一帯地域に偏在する多文字記載の墨書土器の記載内容について改めて検討すると共に、最近、拙論に対して寄せられた加藤友康氏による批判（加藤 2023）にお応えしたいと思う。

## 1 「(地名+) 人名+形(方・召)代(+奉(進上))」、「某女(命)替進上」多文字墨書土器の解釈に関する自説

古代の下総国印旛郡を中心に相馬郡・埴生郡・香取郡及び上総国武射郡にかけての印旛・手賀沼周辺地

表1 各地出土の主な多文字墨書土器の例

	遺跡名	墨書土器名・部位・方向	釈文
1	宮城県多賀城市市川橋遺跡	須恵器杯 (9C) 体部外面正位～底部外面／底部外面	(人面) / 「丈マ□□益女」 / 「田」
2	〃	須恵器杯 (9C) 体部外面正位～底部外面／底部外面	(人面) / 「□□□□女」 / 「田」
3	〃	土師器甕 (9C、818年) 胴部外面正位	(人面) × 弘仁九年六月六日上 ×
4	宮城県多賀城市山王遺跡	須恵器杯 (9C前) 体部外面正位／体部外面横位	(人面) (人面) / 「室子女代千相収」
5	〃	須恵器杯 (9C前) 体部外面正位／体部外面横位	(人面) (人面) / 「丈マ弟虫女代千相収」
6	福島県いわき市荒田目条里遺跡	土師器杯 (8C後) 体部外面正位	(人面) / 「磐城× / 磐城郷 / 丈部手子磨 / 召代×
7	〃	土師器杯 (9C中) 体部外面横位	「多臣永野磨身代」
8	群馬県富岡市下高瀬上之原遺跡	土師器甕 (8C中～後) 口縁部内面 (焼成前刻書)	×□野国甘楽郡瀬上郷戸主物マ名万呂進×
9	茨城県石岡市北の谷遺跡	土師器甕 (9C前) 胴部外面正位	「(人面) 馬飼部磨 [ ]」
10	茨城県つくば市中原遺跡	土師器小型甕 (9C) 胴部外面正位	「常陸国河内郡真幡郷 / 主刑部歌人」
11	千葉県印西市鳴神山遺跡	土師器杯 (9C前) 体部外面倒位 / 体部外面正位・横位	「丈尼」 / 「丈尼」 / 「丈部山城方代奉」
12	〃	土師器杯 (9C前) 体部外面横位	「同 [ ] 丈部刀自女召代進上」
13	〃	土師器甕 (8C後) 胴部外面正位	「国玉神 / 上奉 / 丈部鳥 / 万呂」
14	〃	土師器杯 (9C前) 体部外面横位	「大国玉罪×」
15	〃	土師器杯 (9C前、818年) 体部外面横位 / 底部外面	× [ ] 弘仁九年九月二十日 [ × / ×□×
16	〃	土師器杯 (9C前) 体部外面横位焼成後刻書	×神× [ ] ×方代×
17	〃	土師器杯 (9C前) 底部外面焼成前刻書	「目下部吉人」
18	千葉県印西市白井谷奥遺跡	土師器甕 (9C前) 体部外面正位	×大カ神麻呂× / ×方代×
19	千葉県印西市西根遺跡	土師器杯 (8C後) 体部外面横位	「大生部直子猪形代」
20	〃	土師器杯 (9C前) 体部外面正位～底部外面	「丈マ春女罪代立奉大神」
21	〃	土師器杯 (9C中) 体部外面正位 / 底部外面 / 底部内面	「万 (異体字)」 / 「万 (異体字)」 / 「船穂郷生部直弟刀自女奉」
22	千葉県本埜村角田台遺跡	土師器甕 (9C) 体部外面正位	「匝瑳郡物部黒万呂方代奉カ / 女神奉カ / □公文申御益方代カ / 麻田部官万呂方代カ / 无似道カ
23	〃	土師器杯 (9C) 体部外面正位～底部外面	×女願油杯奉×
24	〃	土師器小型甕 (9C) 胴部外面正位	「丈部×」
25	千葉県八千代市権現後遺跡	土師器杯 (9C前) 体部外面横位	「(人面) / 村上郷丈部国依甘魚」
26	千葉県八千代市北海道遺跡	土師器杯 (9C前) 体部外面横位	「丈部乙刀自女形代」
27	千葉県八千代市白幡前遺跡	土師器杯 (8C中) 体部外面横位	「(人面) / 丈部人足召代」
28	千葉県八千代市上谷遺跡	土師器杯 (812年) 体部外面横位 / 底部外面 (刻書)	×廣友進召代 弘仁十二年二月 (人面) × / 「田」
29	〃	土師器杯 (9C前) 体部外面横位	「□ 丈部千総石女石代カ進上」
30	〃	土師器杯 (9C前) 体部外面横位	「丈マ申万」
31	〃	土師器杯 (9C前) 体部外面横位	「丈マ角万呂」
32	〃	土師器甕 (791年) 胴部外面正位	「(人面) / 下総国印播郡村神郷 / 丈マ廣刀自口羊召代進上 / 延暦十年十月二十日」
33	〃	土師器甕 (9C前) 体部外面正位	「下総□× / 村神□× / □□× / □□× / (人面) × / □×」
34	〃	土師器杯 (9C前) 体部外面横位	×□□□□□ 下総国×
35	〃	土師器杯 (9C前、835年) 体部外面横位	「承和二年十八日進 野家立馬子召代進」
36	〃	土師器杯 (9C前) 体部外面横位	×村神郷 [ ] 召×
37	〃	土師器杯 (9C前) 体部外面横位	×□神郷□□
38	〃	土師器杯 (9C前) 底部内面 / 体部外面正位・横位	「西」 / 「西」 / 「丈マ麻□女身召代二月十五日」
39	〃	土師器杯 (9C前) 体部外面横位	「丈マ真里刀自女身召代二月十五日」
40	〃	土師器杯 (9C前) 底部内面 / 体部外面正位・横位	「西」 / 「西」 / 「丈マ阿□□身召代二月」
41	〃	土師器杯 (9C前) 体部外面横位	「丈マ稻依身召代二月十五日」
42	〃	土師器杯 (8C末、791年) 体部外面横位	「延暦十年十一月七 [ × / 物マ真依 [ ×
43	〃	土師器杯 (9C前) 体部外面横位	×□旛郡カ×
44	〃	土師器杯 (9C前) 体部外面横位	×村神郷 召×

45	〃	土師器杯(9C前) 体部外面横位	×村神郷丈×
46	〃	土師器甕(9C前) 胴部外面正位	「下 [ / □ [ ] 」
47	〃	土師器甕(9C前) 胴部外面正位	(人面) / 「下総× / 進× / ×延×」
48	千葉県四街道市南作遺跡	土師器杯(9C) 体部外面横位	×山梨郷□ [ ] ×
49	千葉県酒々井町長勝寺脇館遺跡	土師器杯(9C前) 体部外面横位	×□□□□命替神奉
50	〃	土師器杯(9C前) 体部外面横位	×□□□□命替神奉×
51	〃	土師器杯(9C前) 体部外面横位	×□□□□□□□奉×
52	千葉県富里市久能高野遺跡	土師器杯(9C前) 体部外面横位	「罪司進上代」
53	千葉県芝山町庄作遺跡	土師器杯(9C前) 底部内面・体部外面正位	(人面) / 「丈部真 / 次召代 / 国神 / 奉」
54	〃	土師器杯(9C前) 体部外面横位	「上総国カ ・ ・ ・ ・ 秋人歳神奉進」
55	千葉県多古町信濃台遺跡	土師器杯(9C) 底部外面	×下総国匝瑳郡 / 玉作郷 [ ]
56	千葉県香取市吉原三王遺跡	土師器杯(9C前) 体部外面横位	×□香取郡大杯郷中臣人成女之替 承□×
57	〃	土師器杯(9C前) 体部外面横位	×□香取郡大杯郷中臣人成女之替 承□□□四月十日
58	〃	土師器杯(9C前) 体部外面横位	×□□□□道女替進上
59	〃	土師器杯(9C中) 体部外面横位	×□替進上×
60	〃	土師器杯(9C中) 体部外面横位	×真カ髪部伊加万附進上×
61	千葉県成田市大袋腰巻遺跡	土師器杯(8C前～中) 底部外面	「丈部直浄成」
62	千葉県袖ヶ浦市上大城遺跡	土師器小型甕(9C前) 胴部外面正位	(人面) / 司 / 益カ□家 / 海上カ×狭井 / 郷春部直 / 臣主女
63	千葉県富津市狐塚遺跡	土師器杯(8C後) 体部内面正位 9箇所 / 底部内面	「申□立」 / 「三上マ形 [ ]」 / 大生町万呂 / 大生マ [ ]
64	神奈川県藤沢市南鍛冶山遺跡	土師器瓶(9C前) 体部外面正位	(人面) / 「相模国大住郡三宅郷×
65	山梨県甲府市大坪遺跡	土師器皿(9C前) 底部内面焼成前刻書	「甲斐国山梨郡表門×
66	長野県佐久市聖原遺跡	土師器仏鉢体部外面正位焼成後暗文様刻書 / 体部外面正位焼成後刻書 / 底部内面焼成後暗文様刻書	「甲斐国山梨郡大野郷戸□ / 乙作八千 / 此後与佛成爲 / 八千作願 / □三□ / □□□□ / □爲」 / 「佛」
67	静岡県三島市箱根田遺跡	土師器小型甕(9C前) 体部外面正位	「刀自女身代」
68	〃	土師器小型甕(9C前) 体部外面正位	「新刀自女身 / 代 [ ]」 / 「安長勾継申」
69	静岡県三島市桶田遺跡	土師器杯(10C前) 体部外面横位	「安長勾継申」
70	静岡県浜松市伊場遺跡	土師器杯(8C後) 底部内面	(人面) / 「海マ彥子女形□×

(文献)

1～3 宮城県教育委員会編『市川橋遺跡の調査』2001  
 4・5 宮城県教育委員会編『山王遺跡』Ⅲ 1996  
 6・7 いわき市教育文化財団編『荒田目条里遺跡出土木簡略報』1996  
 8 群馬県埋蔵文化財調査事業団編『下高瀬上之原遺跡』1994  
 9 吉澤悟「茨城県石岡市北の谷遺跡出土の人面墨書土器の検討」(『筑波大学先史学・考古学研究』10 1999)  
 10 茨城県教育財団編『中原遺跡』1～3 2000～01  
 11～18 千葉県文化財センター編『印西市鳴神山遺跡・白井谷奥遺跡』1999、同『印西市鳴神山遺跡Ⅲ・白井谷奥遺跡』Ⅲ 2000  
 19～21 千葉県文化財センター編『印西市西根遺跡』2005  
 22～24 千葉県教育振興財団編『本埜村角田台遺跡(弥生時代以降)』2006  
 25 千葉県文化財センター編『八千代市権現後遺跡』1984  
 26 千葉県文化財センター編『八千代市北海道遺跡』1985  
 27 千葉県文化財センター編『八千代市白幡前遺跡』1991  
 28～47 八千代市遺跡調査会編『上谷遺跡』第1分冊～第5分冊 2001～05  
 48 印旛郡市文化財センター編『南作遺跡』2007  
 49～51 印旛郡市文化財センター編『長勝寺脇館跡』1990  
 52 印旛郡市文化財センター編『久能高野遺跡』1988  
 53～54 小原子遺跡群調査会編『小原子遺跡群』1990  
 55 香取郡市文化財センター編『事業報告』Ⅳ 1995  
 56～60 千葉県文化財センター編『佐原市吉原三王遺跡』1990  
 61 印旛郡市文化財センター『千葉県成田市大袋腰巻遺跡(第11次)』1998  
 62 君津郡市文化財センター編『千葉県袖ヶ浦市上大城遺跡』Ⅱ 2005  
 63 君津郡市文化財センター編『千葉県富津市狐塚遺跡発掘調査報告書』1995  
 64 藤沢市教育委員会編『南鍛冶山遺跡発掘調査報告書 第4巻 墨書・刻書資料』1997  
 65 甲府市教育委員会編『大坪遺跡』1984  
 66 佐久市教育委員会編『聖原』第2・5分冊 2003～05  
 67～68 三島市教育委員会編『静岡県三島市箱根田遺跡』2003  
 69 三島市教育委員会編『桶田遺跡』1993  
 70 浜松市教育委員会編『伊場遺跡総括編(文字資料)』2008

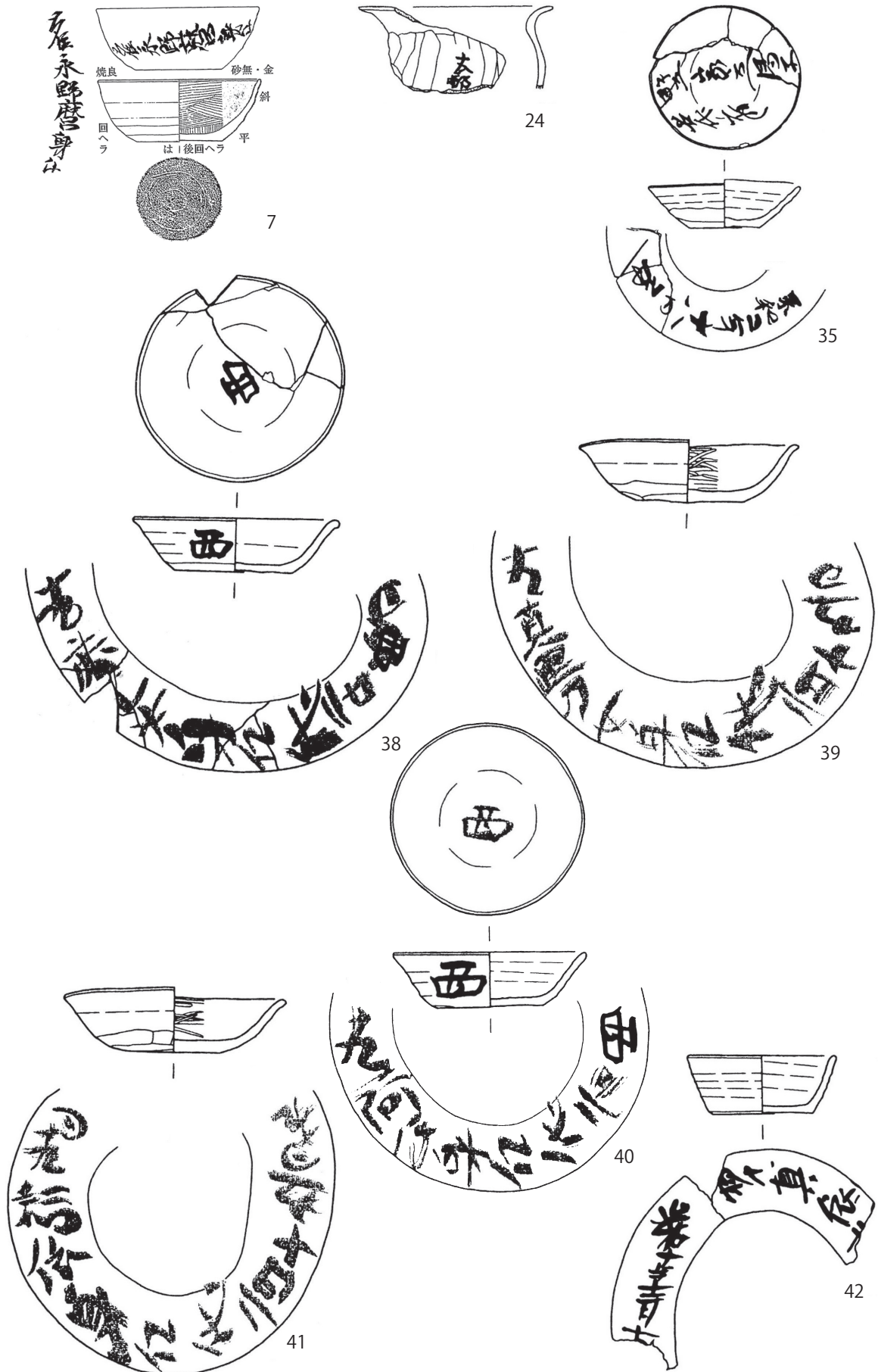


図1 「某+身召代進上」墨書土器の例 (S = 1 / 4)

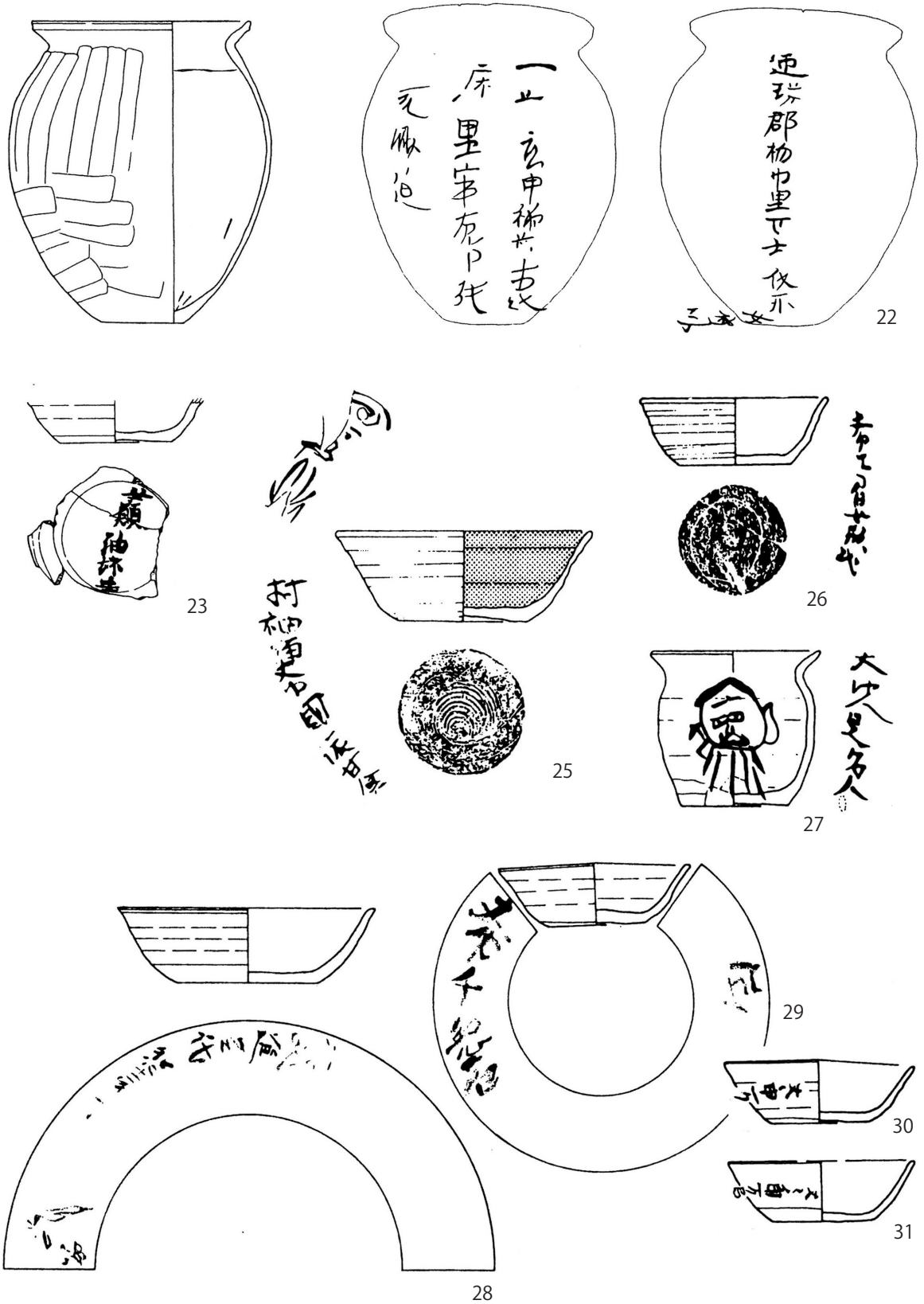


図2 「某+召代・形(方)代進上」墨書土器の例 (S = 1 / 4)

域を中心に出土している多文字の墨書土器に記された文言は、神仏を祀る際に、神霊の代わりに据えた「形（方）代（かたしろ）・召（招）代（おぎしろ）・身代（みのしろ）」＝依代（よりしろ）である土器を、「自分自身の身体や命を捧げる代（替）わりに」捧げたものであることを示している<sup>(2)</sup>と解釈できる。

「召代」とはすなわち「招代」（おぎしろ）のことであり、文字通り神を招いて安置する依代である。依代とは、神霊が出現するときの媒体となるもの、神霊の寄りつくものと定義される。すなわち無形の存在である神を招いて依り坐させるものである。

「方代」「形代」（かたしろ）は、『日本国語大辞典』に拠れば、

- (1) 祭祀の時、神体の代わりとして据えるもの。ひとがた。
- (2) 陰陽師、神主などが、禊（みそぎ）または祈祷の時に用いる人形。
  - (イ) 禊の時、それで身体をなでて災いを移し、水に流してやる人形。紙製のものが多い。なでもの。ひとがた。
  - (ロ) 祈祷や呪詛の時、当人に見たてて祈祷やのろいをかける人形。ひとがた。
- (3) 本物になぞらえるもの、または、人。身がわり。

ということになる。

千葉県香取市吉原三王遺跡竪穴建物跡から出土した9世紀前半から中葉にかけての土師器杯の体部外面に横位で「下総国香取郡大杯郷中臣某女替進上 承和某年某月某日」という書式で記された一連の墨書土器（表1-56～59）は、そこに記された文言から、中臣某人の女を神の依代として捧げる代替として、この土器を神の依代として奉献したものと解釈できる。

千葉県酒々井町長勝寺脇館跡竪穴建物跡出土の9世紀前半代の土師器杯の体部外面に横位で記された「×□□□□命替神奉」（表1-49～51）と記された文言については、神の依代あるいは生け贄として祈願者の身体と生命を捧げるのに替えて、土器を依代として、あるいはそれに供物を盛って神に捧げ、神を招き降ろし、饗応し、慰撫することで神の守護と利益を得ることを期したことを示すと解釈できる。

福島県いわき市荒田目条里遺跡溝跡出土9世紀中葉頃の土師器杯体部内面正位に記された「多臣永麿身代」（表1-7）という文言の中の「身代」という語も同様に、わが身を生け贄ないし依代として神仏に捧げる代替としての供献物と言う意味に解釈できよう。

千葉県八千代市上谷遺跡竪穴建物跡出土の9世紀前半代土師器杯体部外面に横位で「丈マ阿□□身召代二月」（表1-40）・「丈マ稲依女身召代二月十五日」（表1-38・39）などと記された資料についても、祈願者本人＝「生『身』」が捧げた「召（招）代」、あるいはわが身自身を招代（召代＝依代）として捧げる代替としての土器という意味に解釈できよう。古代において、祓えなどの際に、神に人間そのものが捧げられるケースには、三宅和朗氏が指摘しておられるように史料上確認できるところである。

『日本書紀』天武10年（681）7月丁酉条

（前略）大解除（中略）国造等各出<sub>二</sub>祓柱奴婢一口<sub>一</sub>而解除焉。

『類聚国史』87、大同4年（809）7月甲子条

（前略）因幡国人大伴吉成浮<sub>一</sub>宕京下<sub>二</sub>、相<sub>一</sub>替御贖官奴大風麻呂<sub>一</sub>。（後略）

『延喜式』神祇・臨時祭式

羅城御贖（中略）奴婢八人。

『政事要略』26所引「多米氏系図」

志賀高穴太宮御宇若帶天皇（成務）御世、（中略）天皇御命、贖<sub>乃</sub>人<sub>乎</sub>四方国造等献<sub>支</sub>（後略）

また、藤原京左京七条一坊からは実在か架空かは不明ではあるが、水防の生け贄として供され婢の絵が描かれた呪符木簡が出土している（図3、露口・橋本1994）。

千葉県印西市西根遺跡河川跡出土の9世紀前半代土師器杯体部から底部外面にかけて正位に「丈マ春



図3 藤原京右京九条四坊出土呪符木簡  
 (露口真広・橋本義則「奈良・藤原京跡右京九条四坊」『木簡研究』16、1994より)

女罪代立奉大神」と記された資料(表1-20)について、平川南・佐々田悠両氏は、「丈部春女、罪の代わり、大神に立て奉る」と釈読され、「冥界に召される前提としての、『罪』そのものから逃れようとする表現」と、延命祭祀と関連づけて解釈されている。しかしながら、「罪代」とは「罪の代わりに」という意味ではなく、罪障を付して祓う形代と考えるべきであろう。すなわち、罪や穢れを付して流す祓えの祭具である人形や都城の人面墨書土器と同様の機能を有する祭具と考えられる。また、この西根遺跡出土多文字墨書土器では、「罪代」を「立て奉る」対象は「大神」なのであるから、ここでいう「罪」とは、平川・佐々田両氏が解釈されたように、道教の冥界思想の影響を受けて中国で成立した仏教的冥界観によるものとはみなしがたく、わが国の神祇思想による「天つ罪・国つ罪」の「罪」を指すと見た方が良いのではないだろうか。

そのように考えることが許されるのであれば、まずは、祭祀・祈願の主体者たる丈部春女が、自らの罪障を大神に祓ってもらうことを期しての祭祀に用いられたものとするのが自然であろう。また、「罪代」を奉った対象が「大神」であるという点を重視し、さらに、9世紀前半代という時代背景を考慮するならば、多度神宮寺資財帳にみえるような、神身離脱して仏に帰依する神に対して、神自身が救済される手段として、神の「罪」を付して祓う形代を奉ったという意味に取ることすら可能なのではないだろうか。

なお、千葉県印西市鳴神山遺跡井戸状遺構(氷室跡?)から出土した9世紀前半代土師器杯体部外面に横位で「大国玉罪(欠損)」と墨書された資料(表1-14)についても、同様に考えられよう。

いずれにしても、以上のように、私には、「地名+人名+(身・命)召(形・方)代+(替)進(奉)上」という書式で記された、印旛周辺地域で多く出土する多文字墨書土器は、神仏の招代・形代=依代として



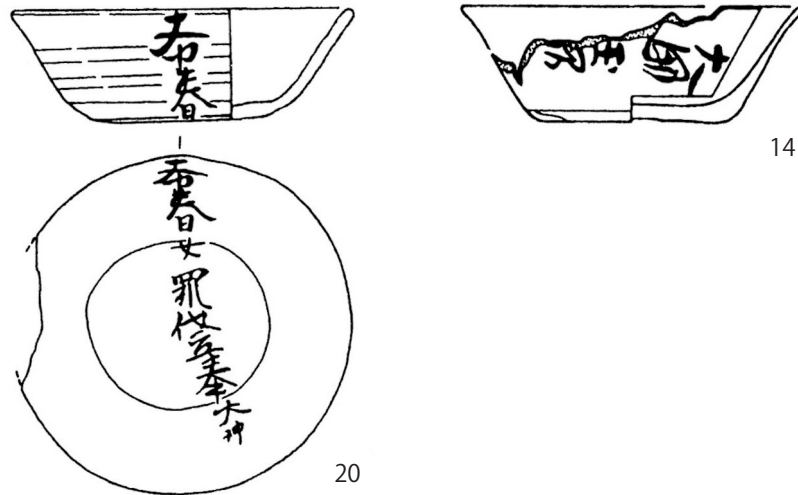


図4 「罪」の文字が記された墨書土器の例（S = 1 / 4）

の土器を奉ったという意味に解釈できるように思われる。すなわち、祈願者本人（「身」）が捧げた「招代」（「召代」）、わが身自身を招代（召代=依代）として捧げる代替としての土器、あるいはそれに供物を盛って、神を招き降ろし、饗応し、慰撫することで神の守護と利益を得ることを期したものと解釈できるのである。

## 2 形代・依代としての器

山形県飽海郡平田町山谷山海窯跡 SK110 土坑跡出土の須恵器杯型人面墨書土器で、土器の体部外面に倒位で人面が2箇所、また同じく体部外面に「器」という文字が2箇所、底部外面に「代」という文字が2箇所記された資料がある。人面および各文字はそれぞれが離れて記されてはいるものの、人面と「器」・「代」という文字がそれぞれ2箇所ずつ記されており、人面と文字とはそれぞれ対応しているものと考えられなくはない。文字の読み方は「器代」あるいは「代器」いずれにしても「形代である（としての器）」であることを意味する文字と考えることができよう。土器が形代であることを如実に示す記載内容とみることができる（図5、山形県埋蔵文化財センター編 1997）。

『日本書紀』崇神 10 年条に見える、箸墓古墳の名称由来譚としてよく知られている、三輪山のオオモノヌシノカミが小蛇に姿を変えて妻のヤマトトヒメノミコトの箸箱の中に姿を隠していたという話は、蛇に姿を変えた神が、神が箸箱を依代にして宿ったことに他ならない。<sup>(3)</sup>

『常陸国風土記』那賀郡茨城里条には、神の子の「小蛇」を土器に入れて安置したという説話が見える。神の子である小蛇を当初、杯に入れて安置していたが、大きく成長して杯に入りきれなくなったので次に瓶に入れて安置したが、さらになお大きく成長して瓶にも入りきれなくなったと語られる。神の子である小蛇を最初に入れた杯、次に入れた瓶、いずれもが神の子が宿った依代と見ることが出来る。

茨城の里。（中略）人あり、姓名を知らず、常に就て求婚ひ、夜来たりて昼去りぬ。遂に夫婦と成りて（中略）、終に小さき蛇を生めり。（中略）是に、母と伯と、驚き奇しみ、心に神の子ならむとおもひ、即ち、浄き杯に盛りて、壇を設けて安置けり。一夜の間に、已に杯の中に満ちぬ。更、ひらかに易へて置けば、亦、ひらかの内に満ちぬ（後略）。

集落遺跡から出土する祭祀関連墨書土器の9割以上が杯型の土器であり、甕型のものがそれに次ぐという出土状況は、こうしたほぼ同時代の説話に見える祭祀の具体像と合致している。

土器を含む容器が、神の依代として使われたことを端的に示す史料は、他にもいくつか存在している。

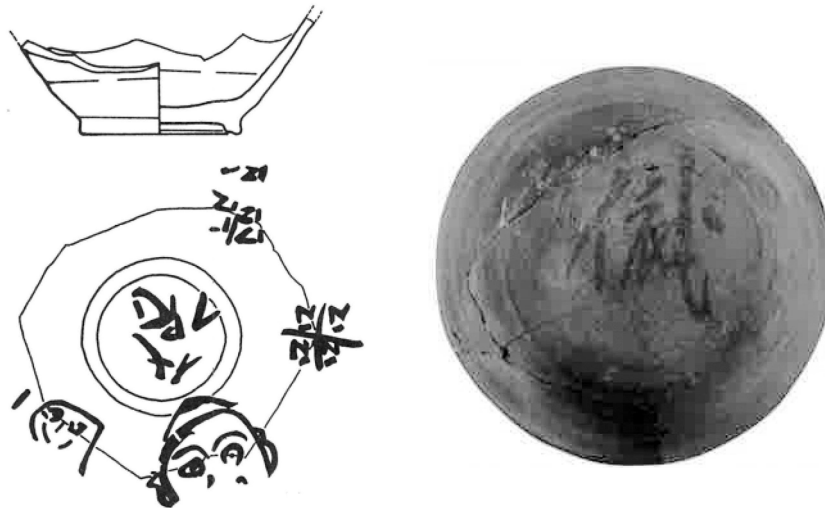


図5 「器代」「依代」と記された墨書土器の例

左：山形県酒田市山海窯跡出土「器」「器」「代代」墨書土器  
 右：茨城県取手市甚五郎先遺跡出土「依代」墨書土器

そのうちの顕著な事例を紹介すると、まず、岡田精司氏が夙に紹介された通り（岡田 1992）、中世の『類聚神祇本源』（元応2（1320）年）には、伊勢神宮の外宮別宮の土宮の神体に関して、

土宮 在<sub>下</sub>神宮与<sub>上</sub>高宮<sub>中</sub>。東面座。（中略）

倭姫命世記曰、宇賀之御魂神、土乃御祖神、形鏡坐、寶瓶坐。

二所太神宮御鎮座本紀曰、（中略）

注曰、大土祖、靈鏡坐。太田命、靈銘石坐。宇賀魂、靈瑠璃壺坐也。

豊受皇太神鎮座次第麗氣曰、

撰社大土祖神 亦名<sub>上</sub>五道大神<sub>下</sub>。双二五所大明神一座也。山田原地主神也。亦号<sub>上</sub>鎮護神<sub>下</sub>。

大年神子大国玉神子宇賀神一座。

大土御祖一座。御体瑠璃壺一口、靈鏡二面、（後略）

とあり、神体が「宝瓶」あるいは「瑠璃壺一口」であるという記述が存在する。これは、土器ではないものの、おそらく依代として供献されたであろう「瑠璃壺」＝ガラス製の壺に神が宿ったことによって、依代から神体そのものに転化したものと言えるだろう。

なお、この史料の中で、神が依ります鏡を「鏡坐」、石を「石坐」と称するのと同じニュアンスで、神が依ります器のことを「瓶坐」（みかくら）・「壺坐」（つぼくら）と称されているところも注目できよう。それらが磐座＝「石坐」（いわくら）と同様じく「坐」（くら）と称されていること自体、依代であることを端的に示している。

土師器甕形人面墨書土器と共伴して斎串・人形・馬形・刀形などの木製形代類が祭祀遺構からまとまって出土し、律令祭祀に関わる一括資料として名高い山形県飽海郡八幡町岡島の俵田遺跡から出土した土師器甕形人面墨書土器には、体部外面に「磯鬼坐」という文言が記されている。「磯鬼」の実態については明確にしがたい部分があるが、祭祀・呪術に際して鬼神を神降ろししたときの「坐」（くら）すなわち依代と解釈することが可能であり、土器である甕が形代であることを示す資料の一つと位置づけることができる。

また、同書に引用する『丹後国風土記』逸文に関わる記事として、

（前略）丹後国与謝郡比治山の頂に井あり。其の名を麻那井と号す。此所に居る神、すなわち竹野郡奈具神是なり。（中略）酒造天之瓶一口は大神の靈器なり。以て敬拝して祭る也。（後略）

とあり、ここにみえる「酒造天之瓶」は、大神愛用の醸造の「靈器」であるのか、あるいは大神が籠もる「靈器」であるのか、この文章を読む限りにおいては定かではないが、もし後者の解釈が成り立つとすれば、ここに見える「酒造天之瓶」は大神の依代と解釈できることになる。また、いずれにしても「靈器」として「瓶」が「敬拝して祭る」対象となっているわけであり、この史料も、器が祭祀・信仰の対象とされたことを明白に物語る例の一つとして、墨書土器あるいは祭祀関連土器の機能を考える上で重要な示唆を与えるものと言えよう。

さらにはいわゆる『神道五部書』（建保2（1214）～永仁3年（1295）成立）の一つである『豊受皇太神御鎮座本紀』には、

（前略）天平瓮を造り、諸神を敬い祭るは、宮別に八十口。柱の下、並びに諸木の本に置く。（中略）  
諸神を納め受ける寶器なり。

と「天平瓮」が「諸神を納め受ける寶器」であることが明白に述べられている。「天平瓮」に関しては、『古事記』、『日本書紀』神武即位前紀、『住吉大社神代記』の中の「天平瓮を奉る本記」などにみえるところであるが、この史料では「諸神を納め受ける宝器」と明確に規定されていることに注目したい。「諸神を納め受ける」とは、まさしく天平瓮を依代として神を降ろすことに他ならない。

『播磨国風土記』託賀郡条には、

（前略）昔、丹波と播磨と国を堺ひし時、大甕を此の上に堀り埋めて、国の境となしき、故に甕坂といふ。  
（後略）

と、境界祭祀として甕が埋納されていることが見て取れる。

このほか、『日本書紀』神武即位前紀には、

（前略）夢に天神有りて訓へて曰はく、「天香山の社の中の土を取りて、天平瓮八十枚を造り、并せて巖瓮を造りて、天神地祇を敬祭り、亦巖呪詛をせよ。如此せば虜自づからに平伏ひなむ」とのたまふ。天皇、祇みて夢の訓を承り、依りて行ひたまはむとす。時に弟狛、又奏して曰さく、「（中略）今し当に天香山の埴を取りて、天平瓮に造りて、天社国社の神を祭りたまふべし。然して後に虜を撃ちたまはば、除ひ易けむ」とまをす。天皇、（中略）勅して曰はく、「汝二人、天香山に到り、潜に其の巖の土を取りて来旋るべし。（後略）」とのたまふ。（中略）二人其の山に至ること得て、土を取り来帰れり。是に天皇甚く悦びたまひ、乃ち此の埴を以ちて、八十平瓮・天手抉八十枚・巖瓮を造作りて、丹生の川上に陟り、用て天神地祇を祭りたまふ。（後略）

『住吉大社神代記』には、

#### 一、天平瓮を奉る本記

右、大神、昔皇后に誨へ奉りて詔り賜はく、「我をば、天香个山の社の中の埴土を取り、天平瓮八十瓮を造作りて奉齋祀れ。又覬覦る謀あらむ時にも、此の如く齋祀らば、必ず服へむ。」と詔り賜ふ。古海人老父（中略）遣わして土を取り、斯を以て大神を奉齋祀る。（中略）斯に天平瓮を造る。

さらに、万葉集には、ひもろぎを立て齋瓶を堀り据えて神に祈ると言う記述がしばしばみられる。これらの史料に見える記述は、神の依代としての土器の使用法を明確に物語るものと言えるだろう。

このように、土器は供物を盛って神霊に供え、神霊を饗応するという意味を有するにとどまらず、食物供献という目的から発展し、祭具として、ある時は依代として、さらには神体としての機能まで付加されることさえあったのである。

荒井秀規氏は、中空度の高い甕・壺類であれば依代としての機能も考えられるが、杯型土器は本質的に食物を盛る器であり、依代という機能よりむしろ供献機能を重視すべきであるとの見解を示しておられるが、上述した『常陸国風土記』那賀郡茨城里条の神の子の小蛇を杯に安置したとする説話にもある通り、杯型の土器にも依代としての機能は存在していたと考える。

このように、土器、とくに杯型土器に関してはそれを依代と解釈する考え方には異論も少なくないこともまた事実であるが、私は上記のように、集落遺跡から出土する人面墨書土器・墨書土器の多くは、村落における祭祀・儀礼の行為に際して神（仏）の依代として、あるいは供物を捧げる器として供献されたものとみて良いと考える。

### 3 加藤友康氏の批判に応える

これらの私見に対し、加藤友康氏から鋭い批判が寄せられた（加藤 2023）。

まず、「召代」「身代」の「代」の表記について、私が「我が身を生け贄ないし依代として神仏に捧げる代替として、供献物（その場合、空の土器ではなく土器には供物が盛られたものと想定できる）ないし依代を捧げるという意味に解釈できる」とする点について、「『代替として』と解釈してしまっただけでは、平川説でいう『代わり』への批判が徹底していないのではないかと思われる」と批判された。神の依代・招代とは、神が依り憑くための「しろ」なのであり、依代・招代と解釈したとしても、それは、我が身や我が命を捧げる代わりの土器であるから、「代わり」という文言があるのはある意味当然と私は考える。あくまでも、平川説で言うところの「(命を) 召される代わり」という解釈は成り立ち得ないとするのが私見であり、「代わり」という言葉の意味自体を比定したわけではない。実体を持たないわが国固有の神が、現世に降りてくるためのよすがとなるもの、磐座や神木、神鏡などと同等の神の依り憑く場として、神の姿の「代わり」としての依代である土器という意味に解釈するのが私見である。加藤氏による私見へのこの点への批判は、受け入れがたく感じる。

次いで、加藤氏は、千葉県富里市久野高野遺跡出土の「罪司進上代」（表 1-52）と記されたもの、同じく千葉県印西市西根遺跡出土の「丈マ春女罪代立奉大神」（表 1-20）と記されたものなどの「罪」の表記について、私が、「罪障を祓う形代と考えるべき」とした点について、「それでは（福島県荒田目条里遺跡出土の『多臣永野磨身代』の『身代』の『代』の理解と異なって一貫していないように見受けられる。前者とともにこれらは、やはり自らの罪を免れるために罪司による死の裁きの代わりにご馳走を盛って供献したものとした方が妥当ではないだろうか。」と私見を批判された。私見は前述の通りであり、加藤氏の御見解とは平行線を辿ることになるが、一文字しか記されないごく一般的な墨書土器であっても、多文字墨書土器であっても、祭祀のために用いられたという点では一致していたとしても、それぞれの祭祀の対象や目的は多様であり、捧げられる対象もまた多様であったと考える。「身代」として捧げられた依代と、「罪代」「罪司進上代」の「代」とは同列ではあり得ないし、また同列と考える必要は無いと見るのが私見である。

千葉県印西市西根遺跡出土の「丈マ春女罪代立奉大神」と記された墨書土器の記載内容から判明するのは、「立奉」る対象は「大神」ということであり、「罪代」とは、恰も人形（ひとがた）や、都城出土の人面墨書土器のように、自らの身体に付いた罪障を大神に祓っていただくための形代としての土器に付して、大神に立奉ったものと理解すべきではないかと私は考える。しかも、この「罪」とは、平川氏が言われるような、中国由来の冥界思想の影響を強く受けた仏教的な冥界観に基づいた「罪」ではなく、わが国古来の神道に言う、天つ罪、国つ罪系の「罪」ではないかと見るのが私見である（高島 2009・2016）。そのように考えるならば、都城や官衙における人形や木製形代、土馬、人面墨書土器等を用いた祓えの祭祀と、村落社会におけるこれら多文字墨書土器を用いた祭祀との関連も整合的に解釈出来るように思われる。「罪司」も、平川氏が言われるような、仏教の地藏十王信仰における冥界の裁判官のような存在とは限らず、わが国固有の神道思想における罪を裁く神々と解釈する余地もあるのではないだろうかと言うのが私見である。

加藤友康氏は、もう一点、私が、千葉県香取市吉原三王遺跡出土の「下総国香取郡大杯郷中臣某女替進上 承和某年某月某日」という書式で記された一連の墨書土器（表 1-56～59）について、中臣某人の女を神の依代として捧げる代替としてこの土器を神の依代として奉献したともと考えている点、および千葉県酒々井町長勝寺脇館跡出土の「×□□□□命替神奉」と記された一連の墨書土器（表 1-49～51）について、神の依代あるいは生け贄として祈願者の身体と生命を捧げるのに替えて、土器を依代として、あるいはそれに供物を盛って神に捧げ、神を招き降ろし、饗応し、慰撫することで神の守護と利益を得ることを期したことを示すものと私が解釈した点に対して、加藤氏は、『替進上』の『替』はある人物と交替（次に替える）する意であり、同種のもので置き換えることを表している。（中略）これに対して『代』は『替』と同じ意味のほかに、別のものであるが同じ基準で測れるものに置き換えることも含まれている。」とした上で、「中臣人成女と交替する女性がこの杯を持って吉原三王遺跡に出頭したもので、勤務中はこの杯で食事を取り、終わればそれを置いて帰ったとする解釈が成り立つ余地もある」として原秀三郎氏による所説を支持されている（原 1985）。『替進上』の『替』はある人物と交替（次に替える）する意であり、同種のもので置き換えることを表している。（中略）これに対して『代』は『替』と同じ意味のほかに、別のものであるが同じ基準で測れるものに置き換えることも含まれている。」と言う加藤氏の説明は、まさしくその通りであるが、墨書土器など古代村落遺跡出土の文字資料に見える用字には、宮都や官衛・寺院等の遺跡から出土した文字資料とは異なり、文字の厳密な意味に即した使い分けがなされているとは言いがたいものも少なくない。文字の厳密な意味に即した解釈に拘泥しすぎてしまうと、却って本質を見誤る可能性も存在することもまた事実である。私は「代」の文字と「替」の文字の通用も、村落であるが故にこそあり得ないことではないと考える。また、原秀三郎氏の所説の、「中臣人成女と交替する女性がこの杯を持って吉原三王遺跡に出頭した」という仮説が成立したとしても、「勤務中はこの杯で食事を取り、終わればそれを置いて帰った」という所説は、いささか難しい解釈なのではあるまいか。「置いて帰った」ことの理由も説明されず、いささか不合理と感じざるを得ない。

以上、私見に寄せられた加藤氏の批判は、勿論、解釈の一例としては、いずれも可能なものと言える。しかしながら、勿論、加藤氏もそのような表現を全くなさっているわけではないが、私見を全くの誤りとするには、まだ、解釈の余地が残るように思われ、私見を完全に否定出来たわけではないと考える。

私自身も、これら多文字墨書土器の解釈については、あくまでも解釈の一案として提示したのであって、極言すれば、私自身が批判の対象とした平川南氏の所説も、勿論、成立する余地がまだまだ残されているわけである。以上、加藤友康氏の私見への批判への反批判を行い、現時点における私なりの、これら多文字墨書土器に記された文言の解釈案を改めて提示したところである。

## まとめ

印旛周辺地域出土の多文字墨書土器には、欠失等により全体の書式が不明確なものも少なくないが、「地名＋人名＋（身・命）召（形・方）代（替）進（奉）上」という書式で記されたものが非常に多い。「（身・命）召（形・方）代（替）進（奉）上」という文言が無く、地名＋人名、あるいは人名のみが記されたものや、本埜村角田台遺跡竪穴建物跡出土の 9 世紀代の土師器杯の体部外面正位から底部外面にかけて「（欠損）女願油杯奉（欠損）」と記された資料のように、「（身・命）召（形・方）代」の進上とは別の目的が記されたものも存在しているが、それでも、印旛周辺地域出土の多文字墨書土器の基本的な書式は、「国・郡・郷・戸主姓名＋（身・命）召（形・方）代（替）進（奉）上」というスタイルであったとみてよいだろう。

印旛周辺地域から出土した多文字墨書土器で、記された文言全体が判明するものの中で、「（身・命）召（形・方）代（替）進（奉）上」という文言が伴わないものもあるが、それらは、「（身・命）召（形・方）代（替）進（奉）」

上」という文言が文末に記されたものと同様、依代としての土器を神仏に供献したもので、文末の「(身・命) 召 (形・方) 代 (替) 進 (奉) 上」という文言が省略されたものと考えられる。

そのように考えると、宮城県多賀城市市川橋遺跡溝跡から出土した9世紀代の須恵器杯に、人面とともに、「丈マ□□益女」、あるいは「□□□□女」と、人名が記された資料2点なども、人面の存在によって、祭祀に関わることは明らかであり、さらに地名を伴わず人名のみが記載されている点は、印旛周辺地域出土の、人名のみ記された墨書土器ともある種共通している。これら2点の人面・人名記載資料も、同種の資料と考えられる。

印旛周辺地域出土の多文字墨書土器には、早い時期のものとしては、8世紀前半の年代観を有するものがある。印旛周辺地域の多文字墨書土器は、8世紀前半から出現するものの、「地名・人名・(身・命) 召 (形・方) 代 (替) 進 (奉) 上」という定型句的な書式を備えた例は、8世紀後半から9世紀の前半にかけて出現し、概ね9世紀中葉まで時期にほぼ集中している。この点は、圧倒的多数を占める一般的な1文字ないし2文字が記載された墨書・刻書土器の、当該地域における消長関係ともまったく合致しており、印旛周辺地域において多文字記載の墨書土器が、それ以外の、1文字ないし2文字を記載する一般的な墨書・刻書土器に先行して出現するわけでも、またそれらと特段異なった消長を示しているわけではないことがわかる。印旛周辺地域出土の多文字墨書土器は、ごく一般的な1文字ないし2文字が記された墨書・刻書土器に先行し、その初源的形態になったわけでも、また、それら一般的な墨書土器の発展形態として遅れて出現したものでもなく、あくまでも同時併存なのである。

この書式に則ったもので、印旛周辺地域以外から出土した資料には、宮城県多賀城市山王遺跡河川跡出土9世紀前半代土師器杯体部外面に人面とともに横位に「室子女代千相収」記された資料(表1-4)と9世紀前半代須恵器杯体部外面に人面とともに横位に「丈部弟虫女代千収相」と記された資料(表1-5)、福島県いわき市平荒田目条里遺跡溝跡出土8世紀後半土師器杯体部外面に正位で「磐城郡磐城郷丈部手子麻呂召代」と記された資料(表1-6)、同じく9世紀中葉の土師器杯の体部外面に横位で「多臣永野麻呂」記された資料(表1-7)、静岡県三島市箱根田遺跡河川跡出土9世紀前半代土師器甕の体部外面に正位で「刀自女形カ代」および「新刀自女身代」と記された資料(表1-67・68)、静岡県浜松市東伊場伊場遺跡大溝跡出土9世紀前半土師器杯の体部から底部の内面にかけて人面とともに「海マ屎子女形代カ」と記された資料(表1-70)など、わずか7点に過ぎない。このことから、「地名・人名・(身・命) 召 (形・方) 代 (替) 進 (奉) 上」という、某人が招代(召代)・形代・身代=依代として土器を神仏に供献したことを明確に示すような書式で記された多文字墨書土器が印旛周辺地域に偏在していることを改めて明確に指摘できたわけである(高島2009)。印旛周辺地域以外から出土したこれらの資料の年代は、いわき市荒田目条里遺跡出土の資料が8世紀後半であるほかは、9世紀前半から中葉にかけてのものであり、先に述べた印旛周辺地域における多文字墨書土器と全く同様の傾向である。

現段階では、印旛周辺地域から出土したこの種の多文字墨書土器と、印旛周辺から離れた地域から出土した同種の書式と記載内容を有する多文字墨書土器の年代は全く一致しており、印旛周辺、それ以外の場所の資料、いずれかが突出して先行しているという訳ではない。また、印旛周辺地域以外から出土した資料は、東北地方南・中部と東海地方に分散しているので、現段階においては、その初源については明確にはしがたいところである。しかしながら、圧倒的多数が印旛周辺地域から出土していること、印旛周辺地域においても8世紀代のものが存在していることからみれば、これらの「地名・人名・(身・命) 召 (形・方) 代 (替) 進 (奉) 上」という定型句的な書式の多文字墨書土器は、印旛周辺地域を初源の地と想定することも許されるであろう(高島2009)。私見によれば、東国の集落遺跡出土の墨書・刻書土器は依代として神霊に供献されたものである。印旛周辺地域は、全国的にみても墨書・刻書土器が格段に多く出土する地域であり、出土する墨書土器の質と量の豊富さ自体が、当該期のこの地域における特色となっている(高

島 2009)。

このような特徴的な書式を有する多文字の墨書土器を使用する祭式は、現在のところ東海地方から東北地方にまで散見できるが、圧倒的多数は印旛周辺地域にみられるものであり、このような特徴的な多文字墨書土器を使用する祭式は、印旛周辺地域において 8 世紀中葉から後半にかけての時期に生み出されたもので、その祭式は、東国に多く盤踞した丈部氏集団なかでも、印旛周辺地域における丈部氏集団によって執り行われ、その構成員によって印旛周辺地域の外にももたらされていったと想定できる（高島 2009）。

周知のように、印旛周辺地域では、坂東地域においては破格に古い龍角寺瓦窯出土の文字瓦の存在があり、7 世紀代という、地方社会においては非常に早い時期から、在地の人々が文字文化を受容していた様子が判明している。印旛周辺地域における多文字墨書土器を使用した独特の祭祀様式の盛行や、全国的に一般的な一文字ないし二文字を記した墨書・刻書土器の突出した盛行なども、在地社会がなんらかの形で早くから文字文化を受容した素地の上に展開する、当該地域の歴史的な特質の一つと考えられる。

何故に、印旛周辺地域において、早い時期から文字文化が在地社会に受容され、古い段階の文字瓦の存在や、小稿で検討した多文字墨書土器を含む墨書・刻書土器の盛行に至るのか、また、そうした祭祀行為の成立など、それらの背景と要因は、当該地域の古代社会の有する複雑かつ多様な歴史的環境に起因するものと考えられるが、それは、今後の当該地域に関する広範な研究によって、次第に解明されていくことになるだろう。それらの具体的な解明については、今後も継続して課題として取り組んでいきたい。

#### 注

(1) 『日本霊異記』巻中の第 25 話「閻羅王の使いの鬼の、召さるる人の饗を受けて、恩を報いし縁」という説話である。

讃岐国山田郡に、布敷臣衣女といふひと有りき。聖武天皇のみ代に、衣女忽に病を得たりき。時に、偉しく百味を備けて、門の左右に祭り、疫神に賂ひて饗しぬ。閻羅王の使いの鬼、来たりて衣女を召す。其の鬼、走り疲れて、祭りの食を見て、おもねりて就きて受く。鬼、衣女に語りて言はく。「我、汝の饗を受くるが故に、汝の恩を報いむ。若しは同じ姓同じ名の人有りや」といふ。衣女、答へて言はく、「同じ国の鶴垂郡に、同じ姓の衣女有り」といふ。鬼、衣女を率て、鶴垂郡の衣女の家に往きて対面し、即ち緋の囊より一尺の鑿を出して、額に打ち立て、即ち召し將て去りぬ。(後略)

この説話では、讃岐国山田郡に住む布敷臣衣女という女性が急病になったので、疫病神に供物を供えて、自分の元から去ってくれるよう祈ったところ、地獄から彼女のことを召し連れに来た鬼がそれを御馳走になり、それを恩義に感じた鬼は、それに報いるために、自分に施してくれた女性の命を助け、その身代わりとして、別の所に住む同姓同名を地獄へ連れていったという内容である。

鬼が賄を受けた代償として、同姓同名の人物を身代わりにしたというような説話がつくられた背景には、当時の人びとが、何らかの賄行為をすれば、神仏はおろか、疫神・邪神・悪霊や地獄の使いの鬼に至るまで、必ず何らかの代償をしてくれるとする発想や、供物や依代を捧げてまつたのが、どこに住む誰であることを神・仏、または疫神・邪神・悪霊や地獄の使いの鬼等に対して示すことによって、利益を確実に自分のものにする必要があるとする思想があったからにほかならない。

すなわち、当時の人々の意識では、神仏に対して自分を特定させることができないと、同姓同名の人の元に利益が行ってしまうことや、あるいは逆に、同姓同名の人のせいで、思わぬ不利益をこうむってしまうこともまたあり得たわけである。祭祀に関わる土器に自分の住所・姓名などを書き入れるのは、祭祀の代償としての利益が、確実に自分の元に受けられるよう、神仏に対してアピールする必要があったからだと考えられる。

(2) その場合、空の土器ではなく土器には供饗が盛られたものと想定できる。

(3) 倭途途姫命、心の裏に密に異ふ。明くるを待ちて櫛箱を見れば、遂に美麗しき小蛇有り。其の長さ大さ衣紐の如し。即ち驚きて叫び啼ぶ。時に大神恥ぢて、忽に人の形に化りたまふ。(後略)

#### 参考・引用文献

天野 努 2007 「人名記載墨書土器からみた古代房総の地域様相点描—下総国印旛・埴生両郡をめぐって—」(『考古学論究—小笠原好彦先生退任記念論集—』、真陽社)。

- 荒井秀規 2003 「東国墨書土器研究の新視点」(『駿台史学』117)。
- 荒井秀規 2004 「人面墨書土器の使用方法をめぐって」(神奈川地域史研究会編『シンポジウム古代の祈り—人面墨書土器からみた東国の祭祀』、盤古堂附属考古学研究所)。
- 荒井秀規 2005 「神に捧げられた土器」(柴原永遠男編『文字と古代日本4 神仏と文字』、吉川弘文館)。
- 荒井秀規 2021 「北陸の人面墨書土器と東国の人面墨書土器」(『富山市考古資料館紀要』40)
- 岡田精司 1992 「神と神まつり」(石野博信編『古墳時代の研究12 古墳の造られた時代』、雄山閣)。
- 神奈川地域史研究会編 2004 『シンポジウム古代の祈り—人面墨書土器からみた東国の祭祀—』、盤古堂附属考古学研究所。
- 神奈川地域史研究会編 2005 「シンポジウム古代の祈り—人面墨書土器からみた東国の祭祀討論要旨」(『神奈川地域史研究』23)。
- 鐘江宏之 2002 「木簡・呪符・人形」(『陰陽道の講義』、嵯峨野書院)。
- 鐘江宏之 2007 『地中から出土した文字』、山川出版社。
- 加藤友康 2023 「墨書土器と情報伝達」(吉村武彦・加藤友康・川尻秋生・中村友一編『墨書土器と文字瓦—出土文字史料の研究—』、八木書店)
- 桐原 健 2006 「齋瓶を齋ひ掘り据え」(『古代文化』58)。
- 郷堀英司 2003 「東国集落と墨書土器」(奈良文化財研究所編『古代官衙・集落と墨書土器』)。
- 栗田則久 2007 「上総国・下総国における開発—印旛沼西岸—九十九里南部地域の様相」(『古代文化』59-2)。
- 栗田則久 2009 「墨書土器と印旛」(吉村武彦・山路直充編『房総と古代王権—東国と文字の世界—』、高志書院)
- 栗田則久 2023 「集落の墨書土器」(吉村武彦・加藤友康・川尻秋生・中村友一編『墨書土器と文字瓦—出土文字史料の研究—』、八木書店)
- 笹生 衛 1986 「奈良・平安時代における疫神観の諸相—杯(皿)形人面墨書土器とその祭祀—」(二十二社研究会編『平安時代の神社と祭祀』国書刊行会、のち同氏著『村落と村景観の考古学』、弘文堂 2005 に収録)。
- 関 和彦 1996 『出雲国風土記とその世界』、日本放送出版協会。
- 関 和彦 2004 「神と『面形』墨書土器」(神奈川地域史研究会編『シンポジウム古代の祈り—人面墨書土器からみた東国の祭祀』、盤古堂附属考古学研究所)。
- 高島英之 2000a 「墨書土器村落祭祀論序説」(『日本考古学』9、のち『出土文字資料と古代の東国』、同成社 2012 に収録)。
- 高島英之 2000b 『古代出土文字資料の研究』、東京堂出版。
- 高島英之 2001 「書評：平川南著『墨書土器の研究』」(『日本史研究』472、のち『古代東国地域史と出土文字資料』、東京堂出版 2006 に収録)。
- 高島英之 2005 「関東地方集落遺跡出土人面墨書土器の再検討」(吉村武彦編『律令制国家と古代社会』塙書房、のち『古代東国地域史と出土文字資料』、東京堂出版 2006 に収録)。
- 高島英之 2006 「仏面・人面墨書土器からみた古代在地社会における信仰形態の一様相」(国士舘大学考古学会編『古代の信仰と社会』、六一書房)。
- 高島英之 2009 「古代印旛と多文字墨書土器」(吉村武彦・山路直充編『房総と古代王権』、高志書院、のち『出土文字資料と古代の東国』、同成社 2012 に収録)。
- 高島英之 2016 「日本古代村落出土墨書・刻書土器の基本的性格をめぐって」(須田勉編『日本古代考古学論集』、同成社)。
- 高島英之 2022 「古代東国における人面墨書土器に関する一試論—千葉県市川市北下遺跡出土資料を得て—」(『研究紀要』40、公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団)
- 高橋陽一 2004 「関東地方出土の人面及び多文字墨書土器について」(『立正考古』41)。
- 露口真広・橋本義則 1994 「1993年出土の木簡—奈良・藤原京右京九条四坊」(『木簡研究』16)
- 原 秀三郎 1985 「土器に書かれた文字—土器墨書」(岸俊男編『日本の古代』14 ことばと文字、中央公論新社、後「静岡県坂尻遺跡出土の土器墨書」と改題して、同氏著『日本古代の木簡と荘園』、塙書房 2018 に収録)。
- 平川 南 1990 「庄作遺跡出土の墨書土器」(『小原子遺跡群』、小原子遺跡調査会)。
- 平川 南 1991a 「墨書人面土器と文字」(『藤沢市史研究』24)。
- 平川 南 1991b 「墨書土器とその字形」(『国立歴史民俗博物館研究報告』35、のち同氏著『墨書土器の研究』、吉川弘文館 2000 に収録)。
- 平川 南 1996 「古代人の死と墨書土器」(『国立歴史民俗博物館研究報告』68、のち同氏著『墨書土器の研究』、吉川弘文館 2000 に収録)。



- 平川 南 2004「中世都市鎌倉以前」（『国立歴史民俗博物館研究報告』118）。
- 平川 南 2005a「人面墨書土器と海上の道」（『神奈川地域史研究』23）。
- 平川 南 2005b「袖ヶ浦市上大城遺跡出土の墨書土器」（印旛郡市文化財センター編『上大城遺跡』Ⅱ）。
- 平川南・栗田則久 1986「佐原市吉原山王遺跡出土の墨書土器」（『考古学雑誌』71-3 日本考古学会）。
- 平川南・三上喜孝 2001「文字資料」（いわき市教育文化事業団編『荒田目条里遺跡』）。
- 平川南・佐々田悠 2005「千葉県印西市西根遺跡出土の多文字墨書土器」（千葉県文化財センター編『印西市西根遺跡』）。
- 平川南・佐々田悠 2006「角田台遺跡出土の多文字墨書土器」（千葉県教育振興財団編『本埜村角田台遺跡（弥生時代以降）』）。
- 増尾伸一郎 2005「墨書土器に見る信仰と習俗」（八千代市遺跡調査会編『上谷遺跡』第5分冊）。
- 三上喜孝 2002「墨書土器研究の新視点－文献史学の立場から－」（『国文学』47-4、のち同氏著『日本古代の文字と地域社会』、吉川弘文館 2013 に収録）。
- 三上喜孝 2003「文献史学からみた墨書土器の機能と役割」（奈良文化財研究所編『古代官衙・集落と墨書土器－墨書土器の機能と性格をめぐって－』のち同氏著『日本古代の文字と地域社会』、吉川弘文館 2013 に収録）。
- 三上喜孝 2004「墨書土器研究の可能性」（『山形大学人文学部研究年報』1、のち同氏著『日本古代の文字と地域社会』、吉川弘文館 2013 に収録）。
- 三上喜孝 2005「古代地域社会における祭祀・儀礼と人名」（第71回日本考古学協会総会国土館大学実行委員会編『古代の信仰を考える』、のち同氏著『日本古代の文字と地域社会』、吉川弘文館 2013 に収録）。
- 三宅和朗 1995『古代国家の神祇と祭祀』、吉川弘文館。
- 三宅和朗 2004「律令期祭祀遺物の再検討」（三田古代史研究会編『政治と宗教の古代史』、慶應義塾大学出版会）。
- 山形県教育委員会編 1984『俵田遺跡第2次発掘調査報告書』
- 山形県埋蔵文化財センター編 1992『山海窯跡群第二次山楯7・8遺跡発掘調査報告書』
- 山路直充 2020a「古代の人面墨書土器－房総の事例から考える」（『交響する古代X 予稿集』、明治大学日本古代学研究所）
- 山路直充 2020b「人面墨書土器からみた下総国府と印旛」（『千葉史学』76）
- 山路直充 2023「下総国府から考える人面墨書土器祭祀」（吉村武彦・加藤友康・川尻秋生・中村友一編『墨書土器と文字瓦－出土文字史料の研究－』、八木書店）